E　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの

F　当該道県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とする。

G　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの

H　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの

I　当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは、0.03とする。

(2)　法人事業税　次の算式によって算定した額

算式

$\Sigma A \times B + \Sigma C \times (D - E) + \Sigma F \times G + \Sigma H \times (I - J)$

算式の符号

A　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

B　Aに係る標準税率

C　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

D　Cに係る標準税率

E　当該道県がCに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

F　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額

G　Fに係る標準税率

H　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額

I　Hに係る標準税率

J　当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

(3)　不動産取得税　次の算式によって算定した額

算式

$A \times 0.04 + B \times (0.04 - C)$

算式の符号

A　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

B　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

C　当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とする。

(4)　固定資産税　普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

$A \times 0.014 + B \times (0.014 - C)$

算式の符号

A　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

B　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

C　当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

ロ　市町村　復興特別区域法等の規定の適用を受ける固定資産税の課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び普通交付税に関する省令第二十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

$A \times 0.014 + B \times (0.014 - C)$

算式の符号

A　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

B　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

C　当該市町村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

2　平成二十五年度省令第三条第五項に規定する三月分の震災復興特別交付税の額から減額することができない額がある場合には、当該額を前項の規定に基づき算定した額から減額するものとする。この場合において、平成二十六年度九月分の額が負数となるときは、当該額を零とする。

3　平成二十五年度省令第二条の規定により算定した額について、平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額が過少に算定されたと認められるときは、次条第三項の規定にかかわらず、当該過少算定額のうち総務大臣が特に必要があると認める額を、第１項の規定に基づき算定した額に加算することができる。

（平成二十六年度三月分の額の算定方法）

第三条　各道府県及び各市町村に対して、平成二十七年三月に交付すべき震災復興特別交付税（以下「平成二十六年度三月分」という。）の額は、前条第１項第１号から第四十一号までの各号によって算定した額から平成二十六年度九月分の額の算定において当該各号によって算定した額を控除した額の合算額とする。

2　前条第二項において平成二十六年度九月分の額から減額することができない額がある場合には、当該額を前項の規定に基づき算定した額から減額するものとする。

3　平成二十三年度省令第１条の規定により算定した額（平成二十四年度省令第１条第四項及び平成二十五年度省令第三条第三項の規定により減額又は加算した額がある場合には、当該減額し、又は加算した後の額）、平成二十四年度省令第１条の規定により算定した額（平成二十五年度省令第三条第三項の規定により減額又は加算した額がある場合には、当該減額し、又は加算した後の額）並びに平成二十五年度省令第１条及び第二条の規定により算定した額（前条第三項により加算した額がある場合には、当該加算した後の額）について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回り、又は下回ること等により平成二十三年度分、平成二十四年度分又は平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額が過大又は過少に算定されたと認められるときは、当該過大算定額又は過少算定額に相当する額を、第１項の規定に基づき算定した額（前項の規定により減額した額がある場合には、当該減額した後の額）から減額し、又は当該額に加算するものとする。

4　前二項の規定により減額し、又は加算した後の平成二十六年度三月分の額が負数となるときは、当該額を零とする。

5　前項の場合において、平成二十六年度三月分の額から減額することができない額の措置については、別に省令で定める。

（平成二十六年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期並びに算定方法の特例）

第四条　前三条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、平成二十六年九月及び平成二十七年三月以外の月において、平成二十六年度分の震災復興特別交付税の額を決定し、交付する。